

第 1 回

相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成17年5月16日

相模原・津久井地域合併協議会

第 1 回 相模原・津久井地域合併協議会会議録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	3
○開 会	4
○あいさつ	4
○監事紹介	7
○委員紹介	7
○アドバイザー紹介	8
○幹事紹介	8
○事務局職員紹介	9
○議 事	9
○そ の 他	26
○閉 会	30

第1回相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成17年5月16日（月）午後4時から

場所：けやき会館5階 大樹の間

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 監事紹介
- 4 委員紹介
- 5 アドバイザー紹介
- 6 幹事紹介
- 7 事務局職員紹介
- 8 議 事

〈報告事項〉

- 報告第1号 相模原・津久井地域合併協議会規約について
- 報告第2号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について
- 報告第3号 相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について
- 報告第4号 相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について
- 報告第5号 相模原・津久井地域合併協議会財務規程について
- 報告第6号 相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について
- 報告第7号 相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について

〈協議事項〉

- 協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について
- 協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について
- 協議第3号 合併協定項目について
- 協議第4号 合併の方式について
- 協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

9 その他

- (1) 相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール（案）について
- (2) 今後の協議会開催日程（案）について

(3) その他

10 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（44名）

小川勇夫会長、小林正明副会長、天野望副会長、溝口正夫副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、一戸法子委員、
河本洋次委員、井口学委員、矢越孝裕委員、栄裕明委員、小野志郎委員、八木大二郎委員、
菊地原一朗委員、串田茂美委員、内田昭和委員、柳川静徳委員、齋藤久雄委員、
中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、西川堯委員、
尾崎洋子委員、関戸昌邦委員、小嶋重春委員、荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、
大神田日本委員、石川幸夫委員、宮崎嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、
永井充委員、高橋幸一委員、高城正勝委員、田中克己委員、小林弘委員

○欠席委員（6名）

小磯義範委員、根岸清委員、窪田雅詞委員、落合宣明委員、湯川齊委員、森繁之委員

○アドバイザー

高見沢実 横浜国立大学大学院工学研究院助教授

○監事

有山正則監事、渋谷幸夫監事、加藤純久監事

○幹事

山口秀夫幹事長、大塚寛幹事、永井一浩幹事、清水東次幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、
網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、菊地原央主査

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後4時01分

◎開 会

○田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原・津久井地域合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。
よろしく申し上げます。



◎あいさつ

○小川会長 本日は、皆様には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

また、このたびは、相模原・津久井地域合併協議会の委員への就任を快くお引き受けくださいまして、厚く御礼を申し上げます。

只今より、第1回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町の枠組みによる合併協議につきましては、昨年4月に任意の合併協議会を設立し、7回の協議会を開催いたしました。合併特例法の適用を受けて平成18年3月末までに合併することを目標にすることなど、約30項目に渡る合併協議が終了するとともに、法定協議会を設置することにつきましてもご承認をいただきました。その後、町長選挙や市長選挙などがあり、市町村合併について広く議論がなされたところでございます。

1月下旬以降、首長間でも協議をいたしました。相模原市、津久井町及び相模湖町といたしましては、合併特例法の適用を受けることが新市の財政状況等にプラスに作用し、ひいては地域住民の福祉の増進に資することができるという考えから、1市2町が先行して法定協議会を設置し、合併協議を行いました。そして、相模原市と津久井町及び相模湖町との間では合併協議が調い、平成18年3月20日をもって2町が相模原市に編入合併することについて、県知事に対して申請をいたしましたところでございます。

また、1市3町といたしましては、住民発議を受けた中で、別に法定協議会を設置することで合意をし、4月1日付で本協議会を設置したものでございます。

なお、藤野町と相模原市の1市1町の合併協議につきましても、4月1日付で法定の協議会である相模原市・藤野町合併協議会を設置し、先月の25日に第1回協議会を開催いたしました。

この結果、相模原市と津久井郡のすべての町との間で合併協議の体制が整ったところでございます。

1市2町の法定協議会においては、委員の皆様から、1市4町が一体となってさらなる発展を遂げ、この地域に住む70万住民が希望を持って、より生き生きと暮らせるよう、まちづくりのあるべき姿を求めていくべきであるとの意見があり、協議会委員一同の意見として取りまとめられております。

私といたしましても、この趣旨を踏まえ、歴史的なつながりの深い津久井郡の各町と相模原市が合併し、まちづくりを進めることで、この地域全体が栄え、心の豊かさを実感できる住民生活の実現が図れるものと考えております。

傍聴においでいただいた皆様におかれましても、相模原市と津久井地域との合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本協議会におきましても実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**田所事務局長** ありがとうございます。

続きまして、会長の職務を代理する副会長でございます小林正明城山町長より、ご挨拶をお願いいたします。

○**小林副会長** このたび法定合併協議会が設置されまして、ここに第1回の相模原・津久井地域合併協議会が開催される運びとなりました。この協議会は住民請求によるものでございまして、関係首長のご理解をいただき、多くの町民の思いを含め協議の場が整ったものであります。

この協議会では、任意の合併協議会で協議されました事項を基本に、城山町としては、最終的には合併の是非を含め協議がなされることになろうかと思っております。私は、本来のまちづくりとは、自立していくことが基本にあると考えております。城山町は、小さいながらも自然環境や生活環境に恵まれておりまして、まずそれを考えなければならないと思っております。しかし、市町村合併を将来のまちづくりへ向けた発展の好機ととらえるならば、その手法として合併自体を否定するものでは決してありません。今ここに設置されております本協議会の中で、合併をした場合のまちづくりについて十分議論をしまいたいと思っております。

もちろん、人間が一人で生きていけないのと同じように、自治体についても周辺の自治体と連携、協力なくしては立ち行かないことは当然のことです。自治体間の信頼関係を築く中で、協議を重ねることによりまして、それぞれ地域の将来が見えてくるものと確信しております。

本協議会においては、新市の将来像となります合併市町村基本計画の作成を中心に、しっかりと協議をいたしたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げまして、挨拶に代えたいと思っております。

以上です。

○田所事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長でございます天野望津久井町長より、ご挨拶をお願いいたします。

○天野副会長 それでは、一言ご挨拶させていただきますが、相模原・津久井地域の法定協議会、今、城山の小林町長からお話がございましたように、城山町の住民発議を基に、この法定協議会が設置された訳でございます。

小川会長さんのご挨拶にもございましたように、この津久井と相模原との任意協議会、昨年の4月から協議を重ねまして、任意協議会におきましては相当な突っ込んだ議論もされた訳でございます。それぞれ大変お忙しいお立場の皆様方で構成をされている法定協議会でございます。この協議を通じて、任意協議会でそれぞれの議論がされました結果が、何らかの形で、きちんとした形で結実をされるように、ぜひ委員の皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。一言、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田所事務局長 ありがとうございます。

続きまして、同じく副会長でございます溝口正夫相模湖町長より、ご挨拶をお願いいたします。

○溝口副会長 第1回の相模原・津久井地域の法定協議会が、今日、皆さんの協力の基に始まる訳でございます。1市2町につきましては既に知事に申請をしておる訳でございます。そして、1市3町ということで新たな協議が始まる訳です。また、委員の皆さんには、大変お忙しい中を協力いただく訳でございます。最後までこの協議がスムーズに、また実りあるものであることを願います。協力をよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○田所事務局長 ありがとうございます。

◇

◎監 事 紹 介

○田所事務局長 続きまして、協議会の出納を監査していただきます監事の方々を紹介させていただきます。

初めに、城山町代表監査委員でございます、有山正則様でございます。

続きまして、津久井町代表監査委員でございます、渋谷幸夫様でございます。

続きまして、相模湖町代表監査委員でございます、加藤純久様でございます。

◇

◎委 員 紹 介

○田所事務局長 続きまして、協議会委員の紹介に移らせていただきます。

本来でございましたならば、お一人ずつ委嘱状を交付させていただかなければならない訳でございますが、時間の関係もございますので、委嘱状につきましてはあらかじめお手元に配付をさせていただきましたので、ご了解をいただきたいと存じます。

なお、お名前のみ紹介をさせていただきますので、大変恐縮でございますが、その場でご起立をいただければと存じます。

まず初めに、相模原市関係の委員からでございます。

由比昭男様。山岸一雄様。小林一郎様。久保田義則様。三橋豊様。一戸法子様。河本洋次様。井口学様。矢越孝裕様。

次に、城山町関係の委員の紹介をさせていただきます。

栄裕明様。小野志郎様。八木大二郎様。菊地原一朗様。串田茂美様。内田昭和様。柳川静徳様。齋藤久雄様。中里州克様。

次に、神奈川県関係の委員でございます。

田中克己様。小林弘様。

次に、3町共通の委員の方でございます。

高橋幸一様。高城正勝様。

続きまして、津久井町関係の委員の方を紹介させていただきます。

小嶋省二様。大用順司様。宮下奉機様。西川堯様。尾崎洋子様。関戸昌邦様。小嶋重春様。
続きまして、相模湖町関係の委員の方を紹介させていただきます。

荒井正次様。永井宏一様。高橋絢子様。大神田日本様。石川幸夫様。宮崎嘉博様。大竹栄
様。前田建二様。所谷嘉昭様。永井充様。

ありがとうございました。



◎アドバイザー紹介

○田所事務局長 続きまして、本協議会もアドバイザーの先生方をお願いいたしております。
その先生方をご紹介させていただきます。

アドバイザーにつきましては4名の先生方をお願いをいたしてございますが、本日は、ご
出席いただいております先生を紹介させていただきます。

横浜国立大学大学院工学研究院助教授でございます、高見沢実先生でございます。

なお、本日欠席をされておりますけれども、東海大学政治経済学部教授の吉田民雄先生、
一橋大学大学院法学研究科教授の辻琢也先生、明治大学政治経済学部助教授の牛山久仁彦先
生にも本協議会のアドバイザーにご就任をいただいておりますので、併せてご紹介をさせて
いただきます。



◎幹事紹介

○田所事務局長 続きまして、本協議会の協議事項等につきましてあらかじめ協議をいたしま
して調整を行う幹事の紹介をさせていただきます。

幹事につきましては、各市町の助役が幹事を務めてございます。

初めに、幹事長でございます、山口秀夫相模原市助役でございます。

続きまして、副幹事長でございます、大塚寛城山町助役でございます。

続きまして、幹事でございます、永井一浩津久井町助役でございます。

続きまして、幹事でございます、清水東次相模湖町助役でございます。

◇

◎事務局職員紹介

○田所事務局長 続きまして、当合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、事務局次長の内田でございます。

同じく、事務局次長の片野でございます。

申し遅れましたが、私、事務局長を仰せつかっております田所でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

なお、お手元に事務局職員の名簿をお配りさせていただいておりますが、事務局につきましては、4月1日現在、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の職員と県職員1名の派遣を含めまして、総勢21名で組織をいたしております。よろしく願いを申し上げます。

◇

◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の8、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、合併協議会の規約によりまして、会長は会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市会議長の由比昭男委員と津久井町会議長の小嶋省二委員にお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしく願いいたします。

□報告第1号 相模原・津久井地域合併協議会規約について

□報告第2号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について

□報告第3号 相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について

□報告第4号 相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について

□報告第5号 相模原・津久井地域合併協議会財務規程について

□報告第6号 相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について

□報告第7号 相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について

○小川会長 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項でございますが、報告第1号から報告第7号までは関連がございますので、事務局から一括して報告をいたさせます。

片野事務局次長。

○片野事務局次長 それでは、報告をさせていただきます。

協議会資料の1ページをご覧ください。

報告第1号から第7号につきましては、4月1日をもちまして相模原・津久井地域合併協議会を設置し、同日付で規約、規程を施行させていただきましたので、本日は、本協議会に対して報告をさせていただくものでございます。

それぞれの概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第1号 相模原・津久井地域合併協議会規約について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条の設置でございますが、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町を構成市町として合併協議を行うため、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、法定合併協議会を置くとするものでございます。

第2条の協議会の名称でございますが、本協議会の名称につきましては、相模原・津久井地域合併協議会とするものでございます。

第3条の協議会の事務でございますが、1号から3号まででございます。合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議、市町村の合併の特例等に関する法律に基づきます合併市町村基本計画の作成、このほか、関係市町の合併に関し必要な事項に関する協議を行うものでございます。

第4条の事務所の位置でございますが、協議会の事務所は相模原市に置くものでございます。

第5条の組織でございますが、本協議会は、会長、副会長3人及び委員をもって組織するものでございます。

第6条の会長及び副会長でございますが、第1項で会長及び副会長の選任の方法につきまして、第2項で会長の身分及び任期につきまして規定をいたしておりますが、関係市町の長の協議により、本協議会の会長には相模原市長を、副会長には城山町長、津久井町長及び相模湖町長をもって充てるものでございます。

第7条の委員でございますが、合併協議会の委員につきましては、地方自治法と市町村の合併の特例等に関する法律によりまして、委員となるべき者の範囲が定められておりまして、本協議会の委員につきましては1号から4号に規定をいたしておりますが、1号では本協議会を構成する関係市町の長を、また2号では本協議会を構成する関係市町の議会の議長をそれぞれ充てるものでございます。3号では、本協議会を構成する関係市町の議会の議員のうちからそれぞれ3人を議会で選出いただき、その議員をもって充てるものでございます。また4号では、関係市町の長の協議により、本協議会委員として30人の方を選任いたしております。

2ページをご覧ください。

第2項で、委員の身分、任期につきまして規定をいたしております。

第8条の会長及び副会長の職務でございますが、本条は、会長の職務及び会長の職務代理者の規定につきまして規定をしたものでございますが、先ほど紹介を申し上げましたが、会長の職務代理者といたしましては、あらかじめ小林城山町長を指名させていただいております。

第9条の会議でございますが、会議につきましては、会長が招集するものといたしております。また第2項では、会議を招集する際の手続につきまして規定いたしております。

第10条の会議の運営でございますが、本条は、協議会の会議の運営に関します基本的な事項につきまして規定をいたしたもので、第1項では会議の成立要件を、第3項では会議を原則として公開で行うことを規定いたしております。

第11条のアドバイザーでございますが、先ほどご紹介を申し上げました4名のアドバイザーの方々のご協力をいただくことになってございます。

第12条の委員会でございますが、協議会が担う事務の一部を調査、審議させるため、必要に応じて会長が委員会を設置することができる旨、規定をいたしたものでございます。

第13条の幹事会でございますが、関係市町の職員によって構成する幹事会を置くもので

ございます。

第14条の事務局でございますが、4月1日付で事務局を設置させていただいております。

第15条の経費の支弁でございますが、協議会の運営に要する費用につきましては、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担をするものでございます。

第16条の監査でございますが、協議会の監査につきましては、先ほどご紹介を申しあげました3名の監事の方に監査をしていただくということになるものでございます。

第17条の財務に関する事項でございますが、協議会の財務に関する事項につきまして、総括的に規定をいたしたものでございます。

3ページをご覧ください。

第18条の協議会解散の場合の措置でございますが、協議会を解散した場合の出納処理について規定をいたしたものでございます。

本規約につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。

なお、4ページから6ページに、規約に規定する関係市町の長が協議して定める事項であります、会長及び副会長、経費の支弁、監査及び委員のうち学識経験を有する者につきまして協議をいたしました内容を、相模原・津久井地域合併協議会規約に基づく協議書として作成をいたしております。

次に、資料の7ページをご覧ください。

報告第2号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条は幹事会設置の趣旨を、第2条は幹事会の所掌事務を、第3条は、幹事は4人をもって組織することといたしております。

第6条でございますが、規約に基づきまして、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置くことといたしております。

8ページをご覧ください。

このほか、第7条、報告、第8条、庶務、第9条、委任を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

次に、資料の9ページをご覧ください。

報告第3号 相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条は専門部会設置の趣旨を、第2条は、専門部会の組織といたしまして、別表に掲げる専門部会ごとに、協議会を構成する市町の部長相当職又は課長相当職をもって充てることといたしております。

第5条の分科会につきましては、必要に応じて専門部会に分科会を置くことができることといたしております。

このほか、第6条、報告、第7条、庶務、10ページでございますが、第8条、委任を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

10ページでございます別表でございますが、企画部会から会計部会まで21の専門部会を置くことといたしております。

次に、資料の11ページをご覧ください。

報告第4号 相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条は事務局設置の趣旨を、第2条は事務局の所掌事務を1号から5号まで掲げてございます。

第3条、第4条は事務局の職員につきまして、第5条は会長の決裁事項につきまして、第6条、専決事項、それから12ページでございますが、第7条、公印、第8条、第9条につきましては職員の勤務条件等につきまして、また第10条、事務の処理方法を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

12ページの別表でございますが、第7条関係の公印につきまして規定をいたしたものでございます。

次に、資料の13ページをご覧ください。

報告第5号 相模原・津久井地域合併協議会財務規程について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条は財務規程の趣旨を、第2条は歳入歳出予算について規定をいたしておりまして、協議会を構成する市町の負担金、その他の収入をもって歳入といたします。また、協議会の事務の執行に要する経費をもって歳出といたします。

そのほか、第3条、予算の款及び項の区分、第4条、予算の補正、第5条、出納及び現金の保管、第6条、協議会出納員、第7条、決算、14ページでございますが、第8条、収入及び支出の手続を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、協議会委員、監事、アドバイザーの謝礼につきましては、相模原・津久井地域合併協議会謝礼基準を別に定めさせていただいております。

資料の15ページをご覧ください。

報告第6号 相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条は会議運営規程の趣旨を、第4条、議事の進行でございますが、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とさせていただきますが、ただし書きにございますように、意見が一致しない場合につきましては、出席委員の3分の2以上の賛同をもちまして決するものとさせていただきます。

次に、第6条は傍聴でございますが、会議は傍聴することができるものといたしております。

16ページをご覧ください。

第8条は会議録でございますが、議長は、第1項の1号から4号に掲げてございます事項を記載した会議録を調製するものといたしております。特に、第3項につきましては、会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものといたしまして、先ほど、本日の第1回合併協議会の会議録署名人につきまして、議長からご指名をさせていただきました。

第9条、会議録等の公開でございますが、会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則といたしております。

本規程につきましては、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、会議録につきましては、発言者の氏名等を入れて作成をさせていただく予定でございますので、ご了解を賜りたいと存じます。

次に、資料の17ページをご覧ください。

報告第7号 相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について。

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

第1条は会議傍聴規程の趣旨を、第3条、定員でございますが、一般席の定員は50人とさせていただいておりますが、会場の都合により定員を増減することができるものとさせていただいております。

第4条は傍聴の手続でございますが、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超える場合には、抽選をさせていただくものとさせていただいております。

このほか、第5条、会場に入場することができない者、第6条、傍聴人の守るべき事項、第8条、職員の指示などを規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告第1号から報告第7号につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から報告がございました。

ここで質問等をお受けしたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ、私から指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

では、只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

特にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 特にないようですので、報告第1号から7号につきましては、ご承認をいただいたものといたします。

次に、協議事項に入らせていただきます。

初めに、関連がございますので、「協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について

□協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について

○田所事務局長 それでは、本日の協議会の資料の19ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について。

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

平成17年度の本協議会の事業計画でございますが、1といたしまして会議の開催。これにつきましては、合併に関する協議等を行うため、本協議会の会議を開催するものでございます。

2といたしまして、合併市町村基本計画の作成でございます。これは、法律の改正に伴いまして、いわゆる合併新法に基づきまして、合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成するものでございます。

3といたしまして、行政制度等の調整方針の協議でございます。主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議いたすものでございます。

4といたしまして、合併協定書の調印でございます。合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づきまして、1市3町が合併に合意をした場合においては、合併協定書の調印を行うものでございます。

5といたしまして、広報の実施でございます。合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等によりまして、情報提供、あるいは意見の募集等を行うものでございます。

20ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について。

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

中段以下の別表の方をご覧くださいと存じます。

歳入歳出予算、それぞれ4,500万円とするものでございますが、特に歳出につきましては、事業費といたしまして、事業推進費3,800万円強を予定するものでございます。

2といたしまして総務費でございますが、事務局費といたしまして685万円を予定いたしてございます。また、3の予備費につきましては、7万8,000円を予備費といたしまして、歳出合計4,500万円と計画をしているものでございます。

以上、協議第1号及び協議第2号の説明とさせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 ご苦労さまでした。

只今事務局から、「協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○小川会長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がございました。

「協議第1号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第3号 合併協定項目について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第3号 合併協定項目について

○田所事務局長 それでは、資料の21ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

協議第3号 合併協定項目について。

相模原・津久井地域合併協議会における合併協定項目について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、23ページからご覧をいただきたいと存じます。

1から30番まで、30項目の合併協定項目の内容につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、23ページの上段からでございますが、1の合併の方式でございますが、「新設合併」又は「編入合併」のどちらかの形態とするかということをご協議いたします。この合併の方式によりまして、新市の名称、首長、議会議員等の取扱いが異なってくるものでございます。

2といたしまして合併の期日でございますが、これにつきましては、住民への周知期間等を考慮する、あるいは電算システムの統合に要する時間等を考慮する必要がございます。

3の新市の名称でございますが、合併の方式によりまして、その取扱いが異なってまいります。

4の新市の事務所の位置でございますが、新設合併の場合には新たに事務所の位置を決定しなければならないこととなっております。

次に、5の議会議員の定数及び任期の取扱いでございますが、いわゆる合併新法によりまして、合併後の一定期間に限りまして、議会議員の定数や在任に関する特例措置等が認められております。その措置の適用をするか否か等について協議をいただくものでございます。

次に、6の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いでございますが、いわゆる合併新法によりまして特例措置が認められてございます。これらの措置の適用の有無について協議をいただくことになります。また、農業委員会等に関する法律によりまして、市町村面積、あるいは農地面積の規模等によりまして、農業委員会を2以上置くことができることとなっております。また、特例措置等については合併の方式等によって異なるものでございます。

次に、24ページをご覧いただきたいと存じます。

7の特別職の身分の取扱いでございます。新設合併をする市町村、あるいは編入合併で編入される市町村につきましては、首長、助役、収入役、あるいは各種審議会委員等の特別職の委員は失職をすることになるものでございます。

次に、8の一般職の職員の身分の取扱いでございますが、いわゆる合併新法によりまして、現にその職にある一般職の職員は、引き続き新市町村の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められているものでございます。

9の財産の取扱いでございますが、関係市町が保有している財産の取扱いについてご協議

をいただきます。

10の条例、規則等の取扱いでございますが、新設合併の場合には、関係市町の条例、規則等はすべて失効となりまして、新市において条例、規則等が施行されることになるものでございます。また、編入合併の場合には、編入される市町村の条例、規則等は失効いたしますが、編入する市町村の条例、規則等が適用され、施行されることになるものでございます。

なお、編入合併の場合でも、必要に応じて改正等が必要となるものでございます。

11といたしまして、事務組織及び機構の取扱いでございますが、新設合併の場合は、条例や規則等に基づきまして組織や機構を新たに設置する必要がある場合がございます。編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改正等を行う必要がある場合がございます。

続きまして、25ページでございますが、12の行政連絡機構の取扱いでございますが、町内会、自治会等、住民自治組織等の取扱いの関係でございます。行政事務、連絡事務の機構の取扱い等についてご協議をいただきます。

次に、13の慣行の取扱いでございますが、各種慣行につきましては、地域の特性や住民生活に十分配慮しながら、その取扱いについてご協議をいただくものでございます。

14の公共的団体等の取扱いでございますが、これは、農業協同組合、森林組合、その他の協同組合、あるいは商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含む団体につきまして、取扱いを協議するものでございます。

次に、15の町名、字名の取扱いでございます。町名、字名の取扱いについてご協議をいただきます。

16の土地利用の取扱いでございますが、都市計画区域の統合、あるいは線引きの実施など、土地利用の取扱いについてのご協議をいただきます。

17の上下水道事業の取扱いでございますが、上下水道に関する使用料、加入金、負担金、分担金等々につきましてご協議をいただくものでございます。

次に、26ページでございますが、18番といたしまして地方税の取扱いでございます。関係市町村間で税率が異なる場合、あるいは課税する税目が異なる場合等がございます。いわゆる合併新法によりまして、合併年度と引き続く5年間につきまして、地域の实情に合わせた不均一課税、あるいは課税免除が認められるということがございますので、これらの取扱いについてご協議をいただきます。

次に、19の国民健康保険事業の取扱いでございますが、これは、市町村が保険者になって運営をいたしております。賦課方式、これが税方式、あるいは保険料か、あるいは保険料の率、納期、納付内容等が各市町等によって異なってまいりますので、これらの取扱いを協議いたすものでございます。

20番として介護保険事業の取扱いでございますが、保険料や納期、給付、あるいは提供サービス内容等が各市町によって異なる場合がございます。この取扱いについてご協議をいただきます。

21番の保健衛生事業の取扱いでございますが、各種保健事業、あるいは予防対策事業等々についてご協議をいただきます。

22の使用料、手数料の取扱いでございますが、関係市町の各種行政サービスや使用料等の調整について協議をいただくものでございます。

23の補助金、交付金等の取扱いでございます。これにつきましては、過去の経緯、あるいは実情等に配慮しながら、新市における必要性や効果、財政状況等の観点から検討いたしまして、調整を図るものでございます。

27ページでございますが、24番、一部事務組合等の取扱いでございます。合併に伴い市町村の法人格が消滅するために、一部事務組合により広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上、その取扱いを決めておく必要があるものでございます。これにつきましては、下から2つ目の黒丸でございますが、関係市町において同種の公社、事業団、第三セクター等がある場合には、その統合、整備について協議をいたすものでございます。

次に、25の清掃事業の取扱いでございます。ごみやし尿の収集と処理等について、制度の調整や統一についてご協議をいただきます。

26の消防業務及び消防団の取扱いでございますが、消防、救急業務の一体性を速やかに確立するため、その取扱いについてご協議をいただくものでございます。

27の防災事業の取扱いでございますが、防災対策、防災計画等の取扱いについてご協議をいただきます。特に、防災計画につきましては新市において速やかに策定する必要があるものでございます。

次に、28の地域自治区等の設置及び都市内分権でございますが、都市内分権の具体的な方法等についてご協議をいただきまして、新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるために、地域自治区等の設置の可否及び内容等についてご協議をいただくものでございます。

次に、28ページをご覧いただきたいと存じます。

29の各種事務事業の取扱いでございますが、これは、教育、福祉、産業、建設など、あらゆる分野の行政サービスや住民負担、あるいは独自の事務事業、制度等の取扱いについてご協議をいただくものでございます。

次に、30番、合併市町村基本計画でございますが、合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成するものでございます。

なお、各種事務事業の取扱いにつきましては、事務事業一元化作業の進捗に応じまして、協議会へ随時提案をさせていただくものでございます。

以上、協議第3号についての説明でございます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 ご苦労さまでした。

只今事務局から、「協議第3号 合併協定項目について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

ございませんですか。

[発言する者なし]

○小川会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第3号 合併協定項目について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第3号 合併協定項目について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第4号 合併の方式について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第4号 合併の方式について

○田所事務局長 それでは、資料の29ページをご覧くださいと存じます。

協議第4号 合併の方式について。

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

恐れ入りますが、資料30ページをお開きいただきたいと存じます。

参考でございますが、編入合併と新設合併の比較につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、編入合併、新設合併ともに、合併の場合には、市町村数の減少を伴うものとさせていただきます。

次に、法人格でございますが、編入合併の場合には、編入する市町村の法人格が継続をすることになります。新設合併の場合には、新たに法人格が発生するものでございます。

次に、合併市町村の名称でございますが、編入合併の場合には編入する市町村の名称とすることが多い訳でございますが、新たに制定することも可能でございます。新設合併の場合には新たに制定することとなります。

市町村の長でございますけれども、編入合併の場合、編入する市町村の長は変更ございませんが、編入される市町村の長は失職をするものでございます。新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の長は失職をいたします。

次に、議会の議員の関係でございますが、特例の欄をご覧くださいと存じますが、新設合併、編入合併ともに、それぞれの特例がございます。編入合併の場合には、編入合併の特例定数、一定の期間、特例として定数を増加することができるようになってございます。またもう一つの方法といたしまして在任特例がございまして、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することも可能でございます。新設合併の場合には、設置選挙において新設合併の特例定数、これは法定数の2倍までとすることが可能でございます。また、在任特例の場合には、最長2年間、在任することができることとなっております。

31ページでございますが、農業委員会の委員に関してでございますが、特例の欄をご覧くださいと存じますが、編入合併の場合、編入される市町村の委員のうち、被選挙権を有することとなる者につきましては、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任ができることとなっております。また、新設合併の場合に、同じく、選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人から80人の範囲で、1年以内の間、在任をすることができることとされております。

次に、特別職の職員の扱いでございますが、編入合併の場合には、編入される市町村の特別職の職員は全員が失職をすることとなります。新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員が失職するもので、新たに選任をすることになるものでございます。

次に、条例、規則等の取扱いでございますが、編入合併の場合には、編入する市町村の条例、規則を適用することが基本となります。また、合併に伴って必要な改正は行うことになるものでございます。また、新設合併の場合には、すべての条例等が失効いたしますので、新たに制定をするものでございます。

なお、農業委員会の委員につきましては、このほかに、合併市町村の区域を、先ほど説明いたしましたとおり、分けて、2つ以上の、2以上の農業委員会を置くことができることとなっているものでございます。

以上が、協議第4号 合併の方式についての説明でございます。よろしくご協議をいただきますよう、お願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第4号 合併の方式について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第4号 合併の方式について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第4号 合併の方式について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

○田所事務局長 それでは、資料32ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

協議第5号 事務事業一元化の基本方針について。

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

事務事業の一元化の基本方針でございますが、まず、1といたしまして基本原則でございますが、(1)といたしまして、一体性の確保でございます。新市に移行する際、住民の生活に支障を来さないよう、できるだけ早く一体性を確保できるよう調整をするものでございます。

(2)といたしまして、住民福祉の向上でございます。各市町が行っている各種行政サービスにつきましては、住民とのパートナーシップの観点から、サービス水準や内容について十分検討を行いまして、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努めるものでございます。

(3)といたしまして、負担の公平でございます。使用料、手数料や地方税など、住民が直接負担するものにつきましては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮した上で調整に努めるものでございます。

(4)といたしまして、健全な財政運営でございます。新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指しまして、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものでございます。

(5)といたしまして、行政改革の推進でございます。事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向等も踏まえまして、事業の妥当性、必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めるものでございます。

33ページをお開きいただきたいと存じます。

(6)といたしまして、地域特性の尊重でございます。それぞれの地域性、あるいはこれまでの経緯の中で行われてきた事業等につきましては、地域が有する特性を生かした魅力あるまちづくりの実現に向けて、地域特性の尊重に努めるものでございます。

2といたしまして、調整方針でございます。

(1)といたしまして、新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一、調整を図る。

(2)といたしまして、関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後、直ちに統一、実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものでございます。

3の調整方針の区分でございますが、表の方をご覧いただきたいと存じます。調整方針の

中で、現行のままと統合するもの、あるいは廃止をするものというふうに大きく分かれる訳でございますが、調整方針の区分といたしまして、①として現行のまま存続するもの、②といたしまして合併時に統合をするもの、③として速やかに統合するもの、それから④といたしまして段階的に統合するものでございます。特に、段階的に統合するものにつきましては、3年若しくは5年以内に本市、相模原市の制度に統合、あるいは相模原市の制度を適用するというような具体的な調整方針になると考えられるものでございます。

次に、廃止の関係でございますが、⑤の廃止の方向で調整するものにつきましては、合併時に廃止をするもの、あるいは合併後、速やかに廃止をする、あるいは内容によりましては3年若しくは5年以内に廃止するもの等々でございます。

続きまして、34ページをお開きいただきたいと存じます。

これらの事務事業の調整を行ったものにつきましての協議ランクと調整方針の決定区分でございます。これらの事務事業の調整方針の決定に当たりましては、次の表に掲げる協議ランクの設定基準によりまして、それぞれの決定組織において行うものでございます。まず、ランクAといたしまして本合併協議会で協議をすべきものでございますが、1から5までございます。まず、合併の基本4項目とされているもの、2といたしまして市町村の合併の特例等に関する法律等に規定をされているもの、3といたしまして住民生活に関わりの深い給付と負担に直結するものでございます。特に、国民健康保険事業、あるいは介護保険事業等の取扱いについては協議ランクAとするものでございます。

また、(4)といたしまして、各市町の地域の実情、特性などから協議が必要なもので、土地利用の取扱い、あるいは上下水道の取扱い等につきましては本協議会でご協議をいただくものでございます。

(5)の各種事務事業のうち一元化するための調整が特に困難であるものにつきましては、本協議会でご協議をいただきます。

次に、ランクBでございますが、これは専門部会、幹事会で協議をいたしまして、本協議会に報告をさせていただくものでございます。これは、事務事業の一元化に当たりまして、特に財政的な影響が大きいものについてはランクBとさせていただくものでございます。

次に、ランクCといたしまして、専門部会で協議をいたしまして、幹事会、あるいは本協議会に報告をさせていただくものでございまして、これは、各市町の事務事業の内容が同様なもの、あるいは相違の比較的軽微なものにつきましては、このランクCとさせていただくものでございます。

以上が、協議第5号 事務事業一元化の基本方針についての説明でございます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

ございませんですか。

[発言する者なし]

○小川会長 特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決定いたしました。以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。



◎その他

○小川会長 次第の9、その他に移らせていただきます。関連がございますので、(1)「相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について」並びに(2)「今後の協議会開催日程(案)について」、事務局より一括して説明をいたさせます。

内田事務局次長。

□その他(1) 相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について

□その他(2) 今後の協議会開催日程(案)について

□その他(3) その他

○内田事務局次長 それでは、資料の35ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)でございます。

スケジュール(案)の作成に当たりましては、昨年度、7回にわたって実施されました1

市3町の任意協議会の協議状況などを踏まえた上で、原則、月1回といたしまして、各市町の定例議会開催月は除くこととして作成をさせていただいております。

また、新市のまちづくりの計画についての協議が重要となることから、合併市町村基本計画を先にご協議いただくようにしております。

なお、このスケジュール（案）は、現時点におきましての、あくまでも想定でございます。状況によっては変更が生じるものでございます。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。

第1回は、本日も協議いただいたとおりでございます。

第2回は、7月10日日曜日、午後2時から、城山町立公民館大会議室で行う予定といたしております。内容は、合併基本4項目のうち、残りの3項目でございます。合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置の3つと、それから合併市町村基本計画の作成方針をご協議いただく予定といたしております。

第3回は8月上旬を予定しておりますが、基本計画を作成するに当たりまして、1市4町の将来像等をご協議していただくことが重要であると考えておりまして、できますれば、相模原市・藤野町合併協議会との合同開催をいたしたいと考えているところでございます。

第4回から第6回まで、記載のとおりご協議をいただきまして、11月上旬には協議を終了するような予定といたしております。しかしながら、相模原市と津久井町及び相模湖町の合併に関する総務大臣の告示がされますと合併の効力が生じるということになりますので、その際には、1市4町の将来像等についての協議状況などを踏まえながら、この協議会の協議の進め方についてご協議いただくことも必要になってまいりかなと考えているところでございます。

なお、36ページに次回の合併協議会の開催日程（案）について掲載しておりますが、只今ご説明したとおりでございます。

以上でございます。

○小川会長 ご苦労さまでございました。

只今事務局から説明がございましたが、ご質問等ある方はお願いいたします。

矢越委員。

○矢越委員 相模原の矢越です。すみません。

ちょっとわからないのでお尋ねしたいんですけども、まず、この35ページのその他のところのスケジュール（案）のところなんですけど、協議事項の第2回のところで、30番の

合併市町村基本計画というものの作成の方針というものが協議される訳でありまして、これでいきますと。その次の第3回のときに、合併市町村基本計画というものが案として出てくるということでしょうか。というのは、その後も、第4回のところにも基本計画が協議事項として上がっておりまして、第5回のところもそうですし、第6回もそうでございます。その辺の手法といいますか、どのようなものが上がってくるのかというものを今分かる範囲でお答えいただければと思います。

○小川会長 内田事務局次長。

○内田事務局次長 第3回の合併市町村基本計画につきましては、第2回でご決定いただいた作成方針を基に作らせていただきたいと思いますけれども、第3回の合併協議会では、相模原市・藤野町合併協議会と、できれば合同で開催をさせていただきまして、この合併市町村基本計画の中心的なコンセプト、1市4町のまちづくりの将来像等につきましてご議論いただけたらいかかと思っております、事務局といたしましては、そのような基本計画の案を作成したいと考えておるところでございます。

そして、ここで1市4町の基本コンセプトについてご了解をいただきますれば、次の第4回の協議会で、またそれぞれの合併協議会でさらに詳細な合併市町村基本計画を作成いたしましてご協議いただくと、このような流れで考えておりまして、さらに第5回というふうにありますのは、1回で決まらなかった場合に、さらに継続審議ということで掲載をさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

○小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 ございませんようですので、只今の「相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール（案）について」並びに「今後の協議会開催日程（案）について」は、終了させていただきます。

続きまして、次第にはございませんが、この場をおかりして、昨年度から本協議会と同じ枠組みで進めてまいりました、任意の合併協議会である相模原・津久井地域合併協議会の監査結果につきまして、監事よりご報告をいただきたいと存じます。

任意協議会につきましては、今年の3月31日をもって解散をさせていただき、協議会の決算について、先月、監査をしていただいております。

それでは、ご報告、よろしくお願いいたします。

渋谷監事。

○渋谷監事 監事の渋谷でございます。

監事を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただいております、相模原・津久井地域合併協議会監査の結果について（報告）という資料をご覧いただきたいと思っております。

去る4月28日、津久井町役場会議室におきまして、平成16年度相模原・津久井地域合併協議会決算について、3人の監事で監査を実施いたしました。監査に当たりましては、協議会の決算及び運営に関わる出納事務が適正に処理されているかを主眼として行ったところでございますが、平成16年度相模原・津久井地域合併協議会決算及び運営に関わる出納事務につきましては、良好であるということを確認したものでございます。

なお、決算書の説明につきましては事務局よりお願いをいたしたいと考えております。

以上でございます。

○小川会長 続いて、決算の概要について事務局より説明をいたさせます。

内田事務局次長。

○内田事務局次長 それでは、平成16年度相模原・津久井地域合併協議会決算書のご説明をさせていただきます。

この決算書の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、歳入でございますが、表をご覧いただきますと、1市3町の負担金の合計9,000万円と預金利子の446円を合わせました、9,000万446円を収入しているところでございます。

次に、歳出でございますが、下の表をご覧いただきたいと存じます。

事業費につきましては、予算現額8,117万8,000円のところ、支出済額は5,922万3,000余円であり、不用額が2,195万4,000余円となっております。1,000円未満につきましては余円という言い方をさせていただいております。

総務費につきましては、予算現額825万8,000円のところ、支出済額は779万8,000余円であり、不用額が45万9,000余円となっております。

予備費につきましては、予算現額56万4,000円のところ、全額、不用額となっております。

したがって、歳出の合計は、予算現額9,000万円のところ、支出済額は

6,702万1,000余円であり、不用額が2,297万8,000余円となっております。

この結果、歳入決算額は9,000万446円、歳出決算額が6,702万1,880円となり、歳入から歳出を差し引きした残額は2,297万8,566円となりました。この残額につきましては、余剰金返還額の表にございますように、負担金の負担割合に応じまして各市町へ返還いたしております。

次のページからは事項別明細書となっております。

2ページをご覧ください。

歳入につきましては、市町負担金の9,000万円の負担の内訳を記載してございます。

次に、3ページをご覧くださいと存じます。

3ページは歳出の明細となっております。事業費につきましては、会議費として資料の印刷製本費、郵便料金、そして会議室使用料など1,574万6,000余円、それから広聴広報費といたしまして、合併協議会だよりの作成やシンポジウムのポスター、リーフレットの作成などで3,215万1,000余円。調査研究費といたしまして、事務事業一元化業務委託などで1,132万5,000余円となっております。

総務費につきましては、事務局費といたしまして、消耗品費107万3,000余円、事務室賃借料359万7,000余円などとなっております。

以上で、決算書の説明を終わります。

○小川会長 ご苦労さまでした。

以上で、その他についての説明がございましたが、特にございますでしょうか。

[発言する者なし]

○小川会長 特にないようでございますので、9、その他については以上をもって終了をさせていただきます。



◎閉 会

○小川会長 最後になりましたが、アドバイザーの先生からご講評なりをいただければ幸いに存じます。

高見沢先生、いかがでございましょう。よろしく願いいたします。

○高見沢アドバイザー では、一言だけ申し上げます。

このような形で新たに相模原・津久井地域合併協議会、法定の協議会が設置されましたこと、非常に喜ばしく思っております。それから、このような形で粘り強くこういう場にたどり着いたということで、関係の皆様方に敬意を表したいと思います。

私からの期待ですけれども、この合併の協議の結果がどういうふうになるのであれ、今までのそれぞれの町、市を単に足し合わせただけではなくて、新しい21世紀の価値と申しますか、こういう結果ができたんだよということが結果として結実しますように期待したいと思います。

ありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきますと思いますが、最後に、小林副会長さんから閉会のご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小林副会長 それでは、閉会のご挨拶を一言させていただきますと思います。

本日は、4時から極めて集中的に委員の皆さんの慎重な審議をしていただきまして、ありがとうございます。今日から第1回目はスタートいたしましたけれども、今後とも皆さん方の協力の基にこの法定協議会を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが、ご挨拶にかえます。

以上です。

○小川会長 ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、第1回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議、ありがとうございました。

閉会 午後5時12分

相模原・津久井地域会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年5月17日

会議録署名人 由 比 昭 男

会議録署名人 小 嶋 省 二